

ブイ・ティ・ティン・ハン

ベトナムにおける両親の離婚後の 子の権利保護について

酒 井 一(監訳)*

チャン ティ ヒエン(訳)**

2008年6月26日、ベトナムで初めて行われた家族についての国家調査の結果の公表式が行われた。家族と性研究院院長のグエン・ヒウ・ミン博士は、1994年に、ベトナムでは22,000件の離婚請求事件があり、その4年後には2倍になり、2008年には、年平均60,000件にまで継続的に増加していった。イエンバイ省だけを見ても、人民裁判所は2008年に189件を受理し、2010年には受理件数が298件に増え、2011年には初めの8か月間だけで、223件の離婚請求事件を受理している¹⁾。明らかに、離婚件数は小さくないものになっており、このことは、確実に、両親の生活だけでなく、子どもの生活にも消極的な影響を与えている。

離婚は一つの社会現象であり、もはや愛情を持たない両親の行き詰った婚姻を解消するということであるが、別の面では、父親と母親に対して避けることのできない、身体的、精神的な損失を与えるだけでなく、本来は婚姻関係の幸福の象徴とみなされるべき存在である子供に対しても多くの傷跡を残す。このように、離婚の際に子どもの権利を保護することは、ベトナムの家族婚姻法の重要な内容の一つとみられる。

離婚時の子どもの権利の保護の問題についてより明らかにするために、

* さかい・はじめ 名古屋大学大学院法学研究科教授

** チャン ティ ヒエン ベトナム語通訳翻訳者

1) Xem Vì sao án hôn nhân gia đình tăng? (「なぜ家族婚姻事件が増えているのか?」を参照。), http://www.baoyenbai.com.vn/215/77079/Vi_saoan_hon_nhan_gia_dinh_tang.htm.

3つの内容について言及する。両親が離婚したときの子どもの実情、両親が離婚する際の子の権利保護に関する法律及び同法の適用過程において提起された問題である。

1. 父母が離婚したときの子の実態

離婚は新しい社会問題ではない。しかし、それが残す重大な悪影響は、常に恥辱にまみれたものである。夫婦が離婚するとき、妻と夫は姻族関係を解消するが、父母と子の関係は変わらない。換言すれば、離婚は、法的な面では夫婦間の法的権利・義務を解消する出来事であるが、子の父母に対する権利・義務については何も変えられない。たとえそうであるとしても、離婚は、両親にとっては、行き詰った不幸な婚姻を解消する積極的な出来事であるが、子の心理に対しては強い消極的な影響を与える現象である。

実際に、どのような離婚も、子に対して精神的な傷害を与え、生き方と感情を混乱させる。離婚は、幼い子が両親と暮らす権利を失わせるものであり、その後も、子の生理と心理を混乱させ、生活を混乱させる。

ある心理学者が言うには、両親が離婚した後に、捨てられることを恐れる心理状態や親密な関係を壊されることを恐れる心理状態が子に芽生えるおそれがある。父親や母親から受けた圧迫を我慢しなければならない、あるいは、成育のための基本的な条件、健全な家族構造を子供たちが失ったことによる緊張した心理である。

両親が離婚したことに対する子どもの実際の反応は、それぞれの年齢層によって異なるが、一般的に、恐れ、困惑、怒り、そして、父母に対する恨みである。

その次に、離婚した両親を持つ子どもに生じる反応として、その他の不安定な状態があげられる。一般的に、学業困難、新しい生活環境に対する不適応、社会的関係における困難など、社会心理的不適応な家庭におい

て、子どもは非常に多くの困難に直面しなければならない。

例えば、子どもは、授業時間中に集中できなかつたり、忘れ物をしやすかつたり、勉強がつまらなくなつたり、クラスの中で暴れたり、自信をなくしたり、友人と接触するのを恐れたりすることがあり、自分の内にこもつたり、孤独感を感じたり、罪悪感を持つたりなどといったことがある。心理的な動揺のすべては、子どもの魂の落ち着きを決して取り戻させることはないのである。

通常、子どもが成長するためには、独立性、想像力、人生の機会の把握などの要素を持っていなければならない。子どもは、生活の中で、親密で誠実な人間関係を構築する能力を持つ必要があり、それを保持する方法を知らなければならない。何よりも、家庭は子どもに強さとそれらの能力を身につけさせる場であり、異性関係のモデルを構築する場である。しかしながら、離婚した家庭の子どもは、これらのことを十分に行うことができない。異性関係のよい手本を自分の両親から学ぶことができないのである。子どもは、父母が犯した過ちを再び繰り返すことを恐れるようになる。このような感覚は、少年時代によく感じられるものであるが、そのことに直面するとパニック状態となり、不安が最も高まってしまう。捨てられ、裏切られ、失うことを心配し、心が痛むような気持ちがして、常に不安になる。それゆえ、成長したときに、異性との接触において、困難を感じ、暴力を振るう傾向があり、特に婚姻関係の中でそのことが顕著になる²⁾。

さらには、離婚した親が二人とも、それぞれ別の自分独自の人生を歩むようになったとき、子どもは見捨てられたように感じ、孤独感が高まり、道を誤りやすくなる。

このような心理的傷害は、子どもが、養育についての両親の争いや駆引

2) PGS.TS.Nguyễn Thị Minh Hằng. Một số đặc điểm tâm lý của trẻ có cha mẹ ly hôn. (「父母が離婚した子供の心理に関する幾つかの特徴」) Tạp chí Tâm lý học số 2/2003 (『心理学雑誌』2003年第2号。)

きの対象になったり、あるいは、親権の争いや親権変更の対象になったり、直接養育する者が、養育しない者の子に対する訪問やケアを妨げたりしたときに、より重大なものとなる。

2. 父母が離婚した時の子の権利の保護に関する法律

2000年家族婚姻法 (LHN & GD) 92条1項は次のように規定する。「離婚後、両親は、未成年者、障害者及び行為無能力者、労働能力喪失者、自活するための財産を有しない子を監護・教育し、養育する義務を引き続き負う。」そのほかに、家族婚姻法94条は、「離婚後、子を直接養育しない者は、子を訪問する権利を有し、この権利の行使を妨げることができない。直接養育しない者が子の訪問権を濫用し、子の養育・教育、監護を妨げるなど悪影響を及ぼす場合、直接養育をする権利を有する者は、裁判所に対し、子を訪問する権利の制限を申し立てることができる。」と規定している。このように、家族婚姻法に従えば、離婚後の養育、ケア、教育は、父親と母親の責任なのである。

ハイバーチュン人民裁判所の2009年の統計によれば、556件の婚姻家族事件があり、そのうち13件が、養育権の変更と養育費に関するものであった。2010年には、614件の婚姻家族事件があり、そのうち、11件が子の養育権の変更と養育費に関するものであった。2011年の婚姻家族事件のうち、17件が養育権の変更と養育費の関するものであった³⁾。これらの統計によれば、養育権の変更と養育費に関する事件数はあまり多くない。それは、親たちの大多数が理解をもって、子の利益と権利を最優先にし、自己の利益や経済的な困難を度外視しているからと考えられる。しかしながら、いくつかの特殊な事例もある。さまざまな原因によって、直接養育を

3) Thống kê của Tòa án nhân dân quận Hai Bà Trưng Hà Nội (ハノイ市ハイバーチュン区人民裁判所の統計)

しない父や母によって義務が実現されないか、あるいは、子の権利を実現することができない状態になっている。

離婚後の子の権利がどのようにして護られるのかということについて明らかにするためには、まず権利保護の対象となる者を確定しなければならない。第91条1項によれば、両親が離婚したときに、その子が、未成年であるか、障害を有しているか、行為能力を欠いているか、労働能力を有しないか、あるいは、自己の生活を維持する財産を持たない場合、父と母が養育の義務を負っており、法により権利が保護される。それとともに、留意しなければならないのは、第92条1項が、「国家と社会は、子間の差別、男子と女子、実子と養子、嫡出子と非嫡出子を区別してはならない」ことに根拠を持つ規定であるということである⁴⁾。

次に養育の問題がある。子を誰に引き渡すのかということは非常に重大な問題である。父母のいずれに養育権を付与するかによって、子の将来は大きく変わる。養育者によって、人格、性格、知恵あるいは身体に関しても、子どもは大きな影響を受けるからである。したがって、養育権を誤って付与してしまった場合、その養育権者のせいで重大な結果となるおそれがあり、その結果を克服できない可能性もある。子の権利を保護するため誰に養育権を与えるかについては、慎重に検討されなければならない。このようなことは、家族婚姻法92条2項にも規定される。同条は「両親がいずれを子の親権者をするかについて話し合ったにもかかわらず合意に達しない場合、裁判所は、子の権利を配慮して職権で親権者を定める」とする。2000年12月23日に、裁判所審議会は、2000年家族婚姻法の規定を適用するために発布した第02/2000/NQ-HDTP 議決には以下のような内容が書かれている。「身体、精神、学業などすべての面で良好な発展ができるよう」全ての権利を検討するために、養育者の子育ての環境に配慮しなければ

4) Xem Điều 2.5 Luật HN&GD năm 2000 (『2000年家族婚姻法』第2条第5項を参照のこと)

ばならない。そのような内容は、子どもの権利保護に関する国連条約第12条に適合するものとなっている。2000年家族婚姻法92条には、「子が9歳以上である場合、裁判官は、養育者の選任について子の希望を聞かなければならない」と規定する。この規定は、子により良い結果をもたらすように、子が自己の言い分を述べることができるようにするための条文である。

子が養育者を選ぶことができるような条件を整備するほか、2000年家族婚姻法は、第92条2項で、もう一つ別の原則を立てている。「双方が別段の合意に達しない限り、3歳未満の子は母が直接養育を行う」と規定される。この内容が間違っず解釈されないように、第02/2000/NQ-HDTP号議決は、「3歳未満とは36か月以下をいう」とより具体的な規定をしている⁵⁾。この規定は実際の運用に基づいて定められ、母親の愛情に基づくものであるとも言える。しかしながら、以上のような条件が満たされない場合、子の権利を護るため2000年6月9日に国会により出された第35/2000/QH10号決議を実施するために、第01/2001/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BTB号の第4.cは次のように規定する。双方が合意したうえで、「3歳未満の子を父その他の者が養育するために引き渡すことできる」。このように、ベトナムの法律はあらゆる場合を想定して、それに配慮し、柔軟な規定を設けて、子の権利を護る努力をしているといえる。

法律の規定によれば、当事者が合意に達することができなかった場合、子のあらゆる権利を根拠として、裁判所が決定を出すこととなる。それゆえ、裁判所に解決を申し立てるとき、当事者は、双方ともに、子を直接養育する権利を得るための最大の根拠と最善の条件を挙げなければならない。現実を見てみると、子を直接養育する者は、子に対して非常に大きな影響を与えるため、裁判所は、父と母の道徳、生活、経済状態、仕事、時

5) Xem Điều 11.c Nghị quyết 02/2000/NQ-HĐTP Ngày 23/12/2000 của Hội đồng thẩm phán TANDTC Hướng dẫn áp dụng một số qui định của LHN & GD năm 2000 (『2000年家族婚姻法』の幾つかの規定の適用に関する最高人民裁判所裁判官会議の指導指針である第02/2000/NQ-HDTP号決議(2000年12月23日)第11条c項を参照のこと。)

間、生活環境、離婚前に子供を直接養育していた者は誰かといった諸要素を勘案して、子に通常の落ち着いた生活を保障するためには、誰に直接養育権を付与すべきかについて、正しく判断しなければならない。

離婚後は、夫婦の共同生活、法的な関係、感情的な関係も終わりを告げるが、両親の子に対する義務と権利は、依然として変わらない。ただ、子を直接養育しない者の権利と義務を実現する方式が変化するだけである。

第一に、子を直接養育する者についてである。離婚後に、子を直接養育する者が、子と一つの家で暮らしを共にすることになる。したがって、両親がかつて実現していた義務と権利をここでは、養育権者に引き渡すことになる。その義務と権利とは、直接、子を監護したり、教育したり、子の法定代理人として財産を管理するなどである。

次に、子の養育を直接行わない者についてである。直接、子を監護し、養育することができないため、離婚前のように、子に対する自分の義務と権利を十分に実現することができない。子の権利と、自分自身の権利を保護し、子の養育を直接行わない者の責任を確定すると同時に、子と離れて暮らす者が少しでも嫌な思いをしないようにするために、法律は特殊な権利と義務を規定している。それは、訪問の権利、子の面倒を見る権利、子の養育費を支払う義務である。

2000年家族婚姻法94条は、「子を直接養育する権利を有しない者は、離婚後に、子を訪問する権利を有する」と規定する。この規定は、子が両親からの愛情と保護を受けることができる前提を作り出しており、同居していない父又は母に会い、愛情や支援を得て、良好な生活が送れるようになるものである。子を直接養育しない者にとって、子を訪問する権利を有することは、子どもと離れて暮らさなければならない悲しみを一部軽減するとともに、愛情不足の状況の中で暮らさなければならない子に対する罪悪感を和らげるものである。子どもを訪問する短い時間で、彼らは子どもの生活状況や学習状況などを知ることができると同時に、直接養育をする者ができないような相談や支援を子どもに対して行うことができる。しかし

ながら、訪問権は、子の利益を優先して考える場合においてのみ、維持され尊重されるべきことが注意されなければならない。

子を直接養育する権利を有しない者の訪問権を保障し、適正に実現し、同時に子の権利も護るため、2000年家族婚姻法94条は、直接子を養育する権利を有しない者が「この権利を実現することを誰も妨げることができない」としている。それに加えて、政府は、婚姻と家族の領域における行政違反処分について出した2001年11月22日の第87/2001/ND-CP号議定において、「離婚後に、直接子を養育する権利を有しない者が子を訪問することを常に阻止するような行為に対しては、警告又は20,000ドンから100,000ドンの罰金に処す。ただし、裁判所の決定により、父又は母が訪問する権利を制限されている場合を除く。」と規定している。別の面では、2000年の家族婚姻法94条は、「子を直接養育する権利を有しない者が、子を訪問する権利を濫用し、子の保護、養育、教育に悪影響を与える場合には、子を直接養育する権利を有する者は、裁判所に直接養育する権利を有しない者の訪問権の制限を申し立てることができる」と規定している。

このように、子を直接養育する権利を有しない者の子を訪問する権利についての諸規定は、比較的厳密にできており、一方では、子と子を直接養育する権利を有しない者の正当な権利を保障すると同時に、子を直接養育する権利を有する者が、自己の権利を濫用し、子に悪影響を及ぼしたり、安定した生活を乱したり、子の利益に反するようなことを行ったりすることを制限している。

子の養育は父母の責任であり、父母が婚姻関係にあるか否かは問題でない。それゆえ、2000年家族婚姻法56条は、「離婚した場合に、直接養育する権利を持たない父又は母で、障害をもった未成年子及び成年子、行為無能力子、労働能力のない子、自己の生活を維持する財産を有しない子を持つ者は、養育費を支払う義務を負う」と規定している。このように、訪問権が感情面での子の不足を補うためのものであるとすれば、養育費支払義務は、子の物質的不足を補充するものである。離婚後は、子の養育は親の

一方の肩にかかってくるが、この負担を軽減するためにも、法律は、子を直接養育しない者が自己の義務を果たすべきことを規定しているのである。その強制力について、第02/2000/ND-HDTP号議定は、「これは父と母の義務である。それゆえ、子を直接養育する権利を持つ者が資力を有しない場合に限らず、子を直接養育する権利を持たない者は養育費を支払わなければならない」と規定している。養育費の支払は、子を直接養育する権利を持たない者の義務であると同時に、子にとっては権利である。したがって、子を直接養育する者は放棄できないし、また、子を直接養育する者が資力を有するからといって、養育費を送る義務を免除してはならない。

しかしながら、直接養育をする者が、直接養育をしない者に対して、自発的に養育費の要求をしない場合など、養育費の支払いが求められる場合もありえる。これは、直接養育をする者が子を養育して安定した生活を送れる場合⁶⁾、あるいは、子を直接養育しない者が支払能力を持たない場合などが考えられる⁷⁾。

もう一つ養育費について重要な問題は、養育費の額である。2000年家族婚姻法53条は、「養育費の額については、支払義務を負う者と親権者が話し合いにより合意で決めるが、決めることができない場合は、裁判所が合理的に判断することができる」としている。同じように、第02/2000/NQ-HDTP号議決の規定は、「子の養育のための最低の費用が必要である。双方が合意で決めることができない場合、合理的に決定する必要がある」とする。裁判所は、父母が養育費について合意することができず、子の権利

6) Xem Điều 11.c Nghị quyết 02/2000/NQ-HĐTP Ngày 23/12/2000 của Hội đồng thẩm phán TANDTC Hướng dẫn áp dụng một số qui định của LHN & GD năm 2000. (『2000年家族婚姻法』の幾つかの規定の適用に関する最高人民裁判所裁判官会議の指導指針である第02/2000/NQ-HDTP号決議（2000年12月23日）11条c項を参照のこと。）

7) Xem Điều 16.1 Nghị định số70/2001/NĐ-CP Của Chính phủ ngày 03/01/2001 Qui định chi tiết thi hành Luật hôn nhân và gia đình. (家族婚姻法の施行細則規定、第70/2001/ND-CP号規定（2001年1月3日）16条2項を参照のこと。）

が実現されない場合にのみ、養育費の問題に介入することができるのである。裁判所が養育費について定める場合、養育費支払義務者の収入と現実の支払能力及び子の権利を保障しつつ、現実には養育費が支払われるように、養育費を支払う者の必要性の2つの要素に基づいて判断される⁸⁾。

養育費支払義務は、決定後も固定されるわけではなく、子にとっての必要性と養育費支払義務者の事情にしたがって変更されうる⁹⁾。

養育費支払義務の実現方法についても問題となる。第02/2000/ND-HDTP 号議定は、「当事者は、養育費の支払いについて、毎月、四半期ごと、半年ごと、年に1度あるいは1度限りなど、合意により定める。合意に至らない場合には、裁判所は、毎月定期的に支払うよう決定する」と規定する。このように、養育費の支払方法については、非常に柔軟であり、当事者が自分たちで解決することができず、申し立てがあった場合にのみ、裁判所は解決に乗り出すことができる。法も、養育費支払義務者の状態と現実の支払可能性に多く配慮している。しかしながら、子の権利を保障し、最も適切な方法で直接養育をしない者が支払を容易にできるように、法は定期的な支給方法を優先的に適用するのであり¹⁰⁾、支払を1回で済ませる方法は特別な場合にのみ利用される¹¹⁾。それと同時に、1回限りで支払を済ませる方法が、適切な目的のために利用されるように、第02/2000/ND-HDTP 号議定第18条3項が「養育費支払義務者の申し立てによ

8) Xem Điều 16.2 Nghị định số70/2001/NĐ-CP Của Chính phủ ngày 03/01/2001 Qui định chi tiết thi hành Luật hôn nhân và gia đình. (家族婚姻法の施行細則規定, 第70/2001/ND-CP 号規定 (2001年1月3日) 16条2項を参照のこと。)

9) Xem Điều 54 Luật HN & GD năm 2000. (2000年家族婚姻法54条を参照のこと。)

10) Xem Điều 18.1 Nghị định số70/2001/NĐ-CP Của Chính phủ ngày 03/01/2001 Qui định chi tiết thi hành Luật hôn nhân và gia đình. (家族婚姻法の施行細則規定, 第70/2001/ND-CP 号規定 (2001年1月3日) 18条1項を参照のこと。)

11) Xem Điều 18.2 Nghị định số70/2001/NĐ-CP Của Chính phủ ngày 03/01/2001 Qui định chi tiết thi hành Luật hôn nhân và gia đình. (家族婚姻法の施行細則規定, 第70/2001/ND-CP 号規定 (2001年1月3日) 18条2項を参照のこと。)

り養育費を1度に支払う場合、当事者がその他の合意をした場合を除いて、養育費は銀行口座に振り込むか、養育費受領権者又はその保護監督者に直接交付される」と規定されており、また、第02/2000/ND-HDTP号議定第18条4項は、「養育費を受領し、保管するものは、自己の財産と同様に保管し、養育費の供給を受ける者に必要な支弁を行わなければならない」と規定する。

しかし、養育費の支払いを1度に受けた後に、子が深刻に困難な状況に陥り、子を直接養育する者が養育するのが困難になった場合、第02/2000/ND-HDTP号議定第19条は、「養育費の支給を1度に受領した者が、事故や疾病などで深刻に困難な状態に陥り、養育費の支給義務をすでに果たした者が追加的支給を行う能力を現実には有している場合には、養育費の支給を受ける者の請求にしたがい追加の支給をしなければならない」と規定する。

このように、支給にかかる諸規定は非常に柔軟で、子に対して正当な権利保護を実施することが可能とされるものといえよう。

子の権利は、子を直接養育する者と直接養育しない者の権利と義務の実現を通して護られるほかに、直接養育と教育を行う者を変更する申立てを行う権利によっても保護される。この権利は、子の権利が保障されず、当事者から申立てがされた場合に実行される。2000年家族婚姻法93条は、「子の利益のために、当事者のうち一方または双方の申立てにより、裁判所は、子の養育を直接担当する者の変更を決定することができる」と規定する。

離婚後に、子を直接養育する者を変更することは、現に直接養育を行っている者が、子の権利をあらゆる面で保護できなくなり、子が9歳以上である場合には、子の希望も斟酌されたいうえで行われる。

しかしながら、この場合、父母の間で子の押し付け合いになり、直接養育を担当する者の変更によって、子にとって再び生活環境に混乱が引き起こされることも考慮して、裁判所は慎重に審理しなければならない。した

がって、この申立てを裁判所が認めるのは、非常に必要性が高い場合のみに限定される。

子の養育を直接行う者が変更された後、各当事者は、自己の義務を適正に履行する責任を負う。子の養育を直接行う者の変更は、前回の変更が不適切なものであれば、再び行われうる。この場合も、子の生活が混乱するおそれがあり、あらゆる面で子の権利が保障されるよう、裁判所は慎重のうえに慎重を重ねて審理しなければならない。

3. 父母が離婚した子の権利を保護する法律の適用が 家庭において惹起する諸問題

父母が離婚したときに、子の権利を守る家族婚姻法の適用を実施するに当たって、ここ数年の間に一定の成果を挙げてきた。しかしながら、それと同時に、裁判所が法律を適用するときに、いい加減であったり、統一性がなかったりするという問題が発生している。例えば、養育費支払義務を実現する時期などの問題である。第70/2001/ND-CP号議定第20条は、「養育費の支払い義務の履行期については、養育費支払義務者と養育費受領権者が、合意により定める。合意に至らなかった場合には、履行期は、裁判所の判決又は決定が出された日から起算される」と規定する。この規定は、実際には子の権利・利益を保護するものとはいえない。なぜならば、現実には、婚姻関係が残っている時にも、子の養育を直接行わない者が、子の養育に加わらない場合が少なからずあり、直接養育する者と直接養育をしない者との間で履行期について合意されることはないからである。直接養育しない者がいつ養育義務を履行すべきかについて、根拠規定が欠けているため、離婚判決の効力発生時と直接養育しない者が直接養育する者と別居し、子の養育に加わらない時期が一致しない場合に、裁判所は、養育費の支払義務の開始時期を確定するに当たり、さまざまな見解を有するのである。子の養育を直接行う者と子が同居し、養育を直接行わない者

が、可能であるにもかかわらず、養育に貢献しなくなった時点起算時とする見解をとる裁判所がある一方で、離婚判決が効力を有するに至った時点起算時として確定する裁判所もある。

養育費の最低水準については、これに関する規定が法律にまだ存在しないため、当事者が養育費の額について話し合う際に、理解がならず、損失を認め、あるいは、子を直接養育する者が感情を害してしまい、低すぎる養育費の額で「合意」してしまっ、子の権利が十分に保障されないことがある。

子を直接養育する者の変更に関して、家族婚姻法93条は、「子の利益のために、当事者の一方又は双方の申立てにより、裁判所は、子を養育する者を変更する決定をすることができる」と規定する。子を直接養育する者の変更の申立権者を父又は母のみと規定するのは狭すぎ、子の権利を保護するために必要なことを十分に考慮できていない。なぜならば、子の利益が十分に保護されていないにもかかわらず、父又は母が利己的理由によって子の養育を直接行う者を変更する申立てを裁判所に対して行わないか、行えない場合、子の権利を護るために、裁判所に対して子を直接養育する者の変更申立権を有する者がいないことになってしまうからである。家族婚姻法41条では、父又は母が、故意に子の健康、人格、名誉を毀損したり、子の養育、保護、教育において重大な義務違反をしたり、子の財産を破産状態にしたり、若しくは、子に違法あるいは社会道徳に反する労働をさせるなどした場合には、裁判所は、職権又は個人、機関若しくは組織の申立てによって、親が子の養育、保護、教育することの停止を決定することができる。第43条2項も、子の養育、保護、教育を行う者は、父又は母でなくてもよいと規定しており、第55条も、検察院が裁判所に申立権を有し、児童保護養育委員会又は女性連合が、裁判所に直接申立てをするか、あるいは、検察院に対して裁判所に申立を行う旨を申立てる権利を有することを規定している。また、個人、機関、その他の組織も、任意に養育費の支払いを行わない者に対して支払義務の履行について、検察院が検討の

うえ、裁判所に申立をするよう要請することができるとしている¹²⁾。これらのことから、養育費支払義務者が自分の義務を履行せず、子の養育を直接行う者の変更を申し立てない場合、裁判所が子の権利を保護するよう申し立てることのできる機関を法律が規定していないのは、欠陥である。

離婚後の子を訪問する権利については、家族婚姻法94条によれば、子を直接養育しない者の権利とされている。したがって、法的な面においては、子を直接養育しない者は、権利を実現するに十分な状態にあっても、この権利を行使することもできるし、しないこともできるのである。すなわち、この規定は、子を訪問することが子にとっての権利であることを十分に考慮していないのである。この権利がなければ、子は、直接養育を行っている者が解決できない問題を解消するために相談したり、意見を求めたりするための基本的前提を失ってしまうことになる。このことは、また、子が普通の生活を送る能力を身につけ、正しい人格を形成するための助けにもなる。

子を訪問する権利に関するもう一つの問題として、子を直接養育する権利を付与された者が、家族婚姻法94条の規定を看過して、直接養育しない者の訪問権を故意に妨げることが少なからずある。場合によっては、訪問権者を襲ったりすることもある¹³⁾。このような現象は、法律を理解せず、個人の感情で行動する人がいるからであるが、もう一つ別の理由として、このような違反に対する処罰の程度が低すぎ、厳格な処罰が行われていな

12) Xem Điều 41, Điều 43.2 và 55 Luật Hôn nhân và gia đình năm 2000. (2000年家族婚姻法41条, 43条第2項, 55条を参照のこと。)

13) Xem (以下の資料を参照のこと。) Đi thăm con bị đâm chết, uất ức của người cha. (「子供を訪問して刺殺された父親の煩悶」 <http://vietnamnet.vn/vn/xa-hoi/56113/di-tham-con-bi-dam-chet-uan-uc-cua-nguoi-cha.html>; Đại gia Bảo Sơn ly hôn, chạy án tại Tòa Hà nội. (「富豪バオソンが離婚し、ハノイの裁判所に訴える」) <http://www.vietlandnews.net/forum/showthread.php/10807-%C4%90%E1%BA%A1i-gia-B%E1%BA%A3o-S%C6%A1n-ly-h%C3%B4n-ch%E1%BA%A1y-%C3%A1n-t%E1%BA%A1i-t%C3%B2a-H%C3%A0-N%E1%BB%99>

いことがある¹⁴⁾。

子の養育を直接行わない者が、その権利を利用して、子を直接養育する権利を得ようとしたり、元の同居生活に戻ろうとしたり、あるいは、金銭を喝取する目的で、子を「誘拐」したり、別の場所に隠して、直接養育する者に子を返さない場合が少なからずある¹⁵⁾。このことはまた、法律に関する当事者の理解が限られており、このような行為の刑事責任を追及するに至らない場合に、行政上の制裁を執ることが困難であるからである。それとともに、養育費の支払いを命じた判決の執行と同様に、子を直接養育する者にだけでなく、直接養育しない者に対して引き渡しを命じる判決もまた、執行が非常に難しい判決である。

養育費支払いの判決の執行については、離婚した場合、両親のほとんどは、子に対して責任を負っており、子を訪問し、子の養育に貢献しなければならない。しかし、直接養育を行わない者が、養育費支払義務を履行しない場合が少なからず存在する。養育費の支払を命じる判決の執行は、さまざまな理由から多大な困難を伴う。故意に履行せず、あるいは、直接養育を行わない者において養育費支給義務を履行しない意図がなくとも、現実に経済的に履行不能状態にある場合もある。そのほかに、判決執行機関の人的組織、設備、経費が非常に不足しているのも現実である。これもまた、養育費の支払いを命じる判決の執行について困難な事情を惹起する原因の一つである。

14) Xem Điều 15 Nghị định 87/2001/NĐ-CP Về xử phạt vi phạm hành chính trong lĩnh vực hôn nhân và gia đình; Điều 54 Pháp lệnh 04/2008/PL-UBTVQH12 Sửa đổi, bổ sung một số điều của Pháp lệnh Xử lý vi phạm hành chính. (家族婚姻分野における行政違反処分についての、第87/2001/ND-CP 号決議第15条、および、行政違反処分法令の幾つかの条項を補充修正する、第04/2008/PL-UBTVQH12 号法令第54条を参照のこと。)

15) Chông lập mưu “bắt cóc” con sau khi ly hôn với vợ. (「妻との離婚後に子供の『誘拐』をたくらんだ父親」) <http://dantri.com.vn/c20/s20-529610/chong-lap-muu-bat-coc-con-sau-khi-ly-hon-voi-vo.htm>;

結 論

家庭は社会の細胞である。それは、人間を養い育てる場所であり、人格を形成し、教育を行う上で重要な環境である。家族が子の権利保護を放棄しようとするとき、社会生活における家族の役割を強調することは、ベトナム法の重要な内容の一つである。基本的には、ベトナム法の諸規定は、両親が離婚した子の権利保護の要請に応じてきた。しかしながら、これまで分析してきたように、ベトナムの法規定は、この問題に対して不十分な点を残している。そこで、その不十分な点が解決されるよう、以下のような方策が考えられる。

—遅滞を避け、理解と法律の統一的な適用を保障するため、養育費支払い時期について具体的に規定しなければならない。

—子の権利を保護するために、養育費の最低水準について規定しなければならない。

—子の権利を適切に保護するため、子の養育を直接行う者の変更申立権者の範囲を拡大することを目的とする規定を補充する必要がある。

—子を直接養育する権利を持たない者が、権利であると同時に義務として子を訪問し、子が精神的な権利を形成し、正しい人格と普通の生活を送ることができる能力を養えるように助力する方向での法改正の必要がある。

子を直接養育しない者と同様、子を直接養育する者についても、子を訪問する権利に違反する行為に対して、より厳格な制裁を規定する必要がある。

Bắt cóc con, chồng cũ chém vợ. (「子供を誘拐して、妻に切りつけた元夫」) <http://vietbao.vn/An-ninh-Phap-luat/Bat-coc-con-chong-chem-vo-cu/70022312/218/>;

Bắt cóc con gái, tống tiền vợ cũ. (「女の子を誘拐し、元の妻に金をゆする」) <http://m.vietgiaitri.com/xa-hoi/phap-luat/2011/03/bat-coc-con-gai-tong-tien-vo-cu-150-trieu-dong/>

ベトナムにおける両親の離婚後の子の権利保護について（ハン）

一判決を執行する公務員が、その業務をよりよく実現できるように、物的な基礎及びレベルを向上させる必要がある。